

東ト協運運発第113号
平成21年2月18日

支 部 長 殿
社団法人東京路線トラック協会会長 殿
社団法人東京環境保全協会会長 殿

社団法人 東京都トラック協会
会 長 星 野 良 三

「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の
策定に伴う会員事業者への周知方について（お願い）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の諸事業にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記の件につきまして、国土交通省自動車交通局及び関東運輸局東京運輸支局、並びに（社）全日本トラック協会より、別紙のとおり標記マニュアルの策定に伴う周知依頼がありました。

つきましては、貴支部（貴会）の会員事業者の皆様方に対しまして、本マニュアルの周知方をお願いいたします。

なお、本マニュアルは、『トラック時報』（平成21年2月25日号）並びに当協会ホームページにも掲載いたしますので、併せて周知いただきますよう宜しくお願いいたします。

敬 具

【 送付内容 】

- ①貨物自動車運送事業者用 「事故」関係マニュアル（別紙参照。）
- ②貨物自動車運送事業者用 「事件」関係マニュアル（別紙参照。）

※上記マニュアルの施行日：平成21年2月16日より。

※手続きの流れについては、上記①・②マニュアルの最後にあるフローを参照してください。

なお、当該内容に関する問合せは、

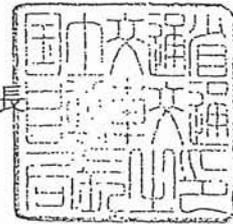
東京運輸支局 整備部門（保安担当）TEL. 03-3458-9236
まで、よろしく願いいたします。



国自総第441号の2
国自安第 95号の2
国自環第187号の2
平成21年1月23日

(社)全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の策定について

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、バスターミナル事業者及び自動車道事業者(以下「自動車運送事業者等」という。)に係る事故、運行の安全にかかわる事件等が発生した場合には、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があり、また、バスジャック予告、爆破予告等重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図る必要があります。

このため、今般、自動車運送事業者等に係る事故、事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定めた自動車運送事業者等向けの緊急時対応マニュアルを策定しましたので、傘下会員事業者等に対し周知徹底のうえ、このマニュアルに従った対応をするようご指導のほどよろしく申し上げます。

本マニュアルは、平成21年2月16日から施行することとします。

なお、本省、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等の緊急連絡担当先等が記入された本マニュアルにつきましては、別途管轄の地方運輸局等又は地方運輸支局等から、貴協会、傘下都道府県協会又は協議会あて通知等させていただくことを申し添えます。



東運整 第636号
平成21年2月3日

社団法人 東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長



「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の策定について

自動車運送事業者に係る事故、運行の安全にかかわる事件等が発生した場合には、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。また、バスジャック予告、爆破予告等重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図る必要があります。

このため、今般、国土交通省において自動車運送事業者等に係る事故、事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定めた自動車運送事業者向けの緊急時対応マニュアルを策定しましたので、貴傘下会員に対し周知徹底のうえ、このマニュアルに従った対応をするよう指導方よろしく申し上げます。

なお、本マニュアルは平成21年2月16日から施行することとします。



全ト協発第578号(環)

平成21年2月4日

都道府県トラック協会長 殿

社団法人 全日本トラック協会
会長 中西 英一郎



「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の策定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、国土交通省から、同省において、貨物自動車運送事業者を含む自動車運送事業者に係る事故、運行の安全にかかわる事件等が発生した場合は、速やかに状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があり、また、重大事件が発生するおそれがある場合は、事件の未然防止を図る必要があるため、自動車運送事業者向けの緊急時対応マニュアルを策定、平成21年2月16日から施行するとの通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても傘下の会員事業者に対して周知徹底を図られますようお願い申し上げます。

なお、マニュアルの策定等について、管轄の運輸局等又は運輸支局等から貴協会に通知がありますことを申し添えます。

敬具

《 「事故」 関係マニュアル 》

緊急時対応マニュアル

貨物自動車運送事業者用

I. 事故

1. 目的

貨物自動車運送事業者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。)第4条に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則に基づく速報に代えることができます。なお、本マニュアルの速報対象となっていないが報告規則に基づく速報対象となっている事故については、報告規則に則って速やかに報告して下さい。

本マニュアル等による速報後は、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 2名以上の死者を生じた事故(第一当事者に限る。)
- ② 5名以上の重傷者を生じた事故(第一当事者に限る。)
- ③ 10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故(第一当事者に限る。)
※「第一当事者」とは、トラック側に過失が高いと思われる場合の事故をいいます。なお、相手方が歩行者、自転車の場合は広く報告をお願いします。
- ④ 飲酒又は酒気帯びによる人身事故
- ⑤ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑥ 危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類(以下「危険物等」という。)の大量漏洩事故
※「危険物」とは、消防法第2条第7項に規定する危険物をいいます。
- ⑦ その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故
- ⑧ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故(★)

(★) 貨物自動車運送事業者は、その所持する放射性輸送物について事故、紛失、盗難などが生じた場合には、直ちにその旨を国土交通省に報告しなければならないことになっています。

(2) 速報 (第1報)

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び別添1の連絡フローにより報告をお願いします。

①速報手順

<2. (1) ①~⑦についての速報手順>

緊急連絡担当者(※)は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先(注)へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

(※) 御社の中であらかじめ選任をお願いします。

(注) 各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜~金曜の8:30~17:15)】

東京運輸支局整備部門 (保安担当)

TEL 03-3458-9236

FAX 03-3458-9783 (別添様式1)

【連絡先の勤務時間外 (月曜~金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 080-3369-7374

(☆) 2. (1) ⑥については、特に速やかな報告をお願いします。

<2. (1) ⑧についての速報手順>

緊急連絡担当者は、第1報を直ちに国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先(注)へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、直ちに第1報を国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

(注) 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜~金曜の8:30~17:15)】

TEL 03-5253-8603

FAX 03-5253-1639 (別添様式2)

【連絡先の勤務時間外 (月曜~金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 090-7845-0226

② 報告事項

<2. (1) ①～⑦についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 事故車の登録番号
- オ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(2. (1) ⑥にあつては、危険物等の種類、積載量、漏洩の状況)
- カ 事故概要
- キ 情報入手先
- ク その他判明している事項
- ケ 緊急連絡担当者名及び連絡先

<2. (1) ⑧についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 事象の件名
- ウ 発生日時
- エ 発生場所
- オ 事象の概要
- カ 運搬について責任を有する者
- キ 荷送人
- ク 荷受人
- ケ 搬出日時
- コ 搬入予定日時
- サ その他判明している事項
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

<2. (1) ①～⑦についての第1報後の対応>

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

<2. (1) ⑧についての第1報後の対応>

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先等からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないよう、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

FAX送信票

東京運輸支局整備部門（保安担当） あて 平成 年 月 日
 時 分 現在
 FAX 03-3458-9783

事故報告（第 報）

事業者名			
事故発生日時	平成	年	月 日 時 分
事故発生場所			
事故車の登録番号			
死者数	行方不明者数	総負傷者数	
		うち重傷者数	
名	名	名	名
危険物等の種類		危険物等の積載量	
<漏洩の状況>			
<事故概要>			
情報入手先			
<その他判明している事項>			
【緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名	TEL		

FAX送信票

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 あて

平成 年 月 日

FAX 03-5253-1639

時 分 現在

事故報告 (第 報)

事業者名					
事象の件名	事故	紛失	盗難	その他	(いずれかを○で囲む)
発生日時	平成	年	月	日	時 分
発生場所					
<事象の概要>					
運搬について責任を有する者					
荷送人					
荷受人					
搬出日時					
搬入予定日時					
その他判明している事項					
【緊急連絡担当者名・連絡先】					
氏名 _____					
TEL _____					

【トラック事業者】 事故発生時における緊急連絡体制のフロー (別添1)

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故(第一当事者に限る)
2. 5名以上の重傷者を生じた事故(第一当事者に限る)
3. 10名以上の負傷者を生じた事故(第一当事者に限る)
4. 飲酒又は酒気帯びによる人身事故
5. 自然災害に起因する可能性のある事故
6. 危険物等の大量漏洩事故
7. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

- 放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

報告

報告は管轄の運輸支局等へ！

速やかに
東京運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]
直通電話:03-3458-9236
FAX :03-3458-9783
[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話:080-3369-7374

報告は直接
本省へ！

貨物自動車運送事業者

報告

直ちに

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
[連絡先の勤務時間内(9:30~18:15)]
直通電話:03-5253-8603
FAX :03-5253-1639
[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話:090-7845-0226

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
 - ②発生日時
 - ③発生場所
 - ④事故車の登録番号
 - ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況)
 - ⑥事故概要
 - ⑦情報入手先
 - ⑧その他判明している事項
 - ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

報告事項

- ①事業者名
 - ②事象の件名
 - ③発生日時
 - ④発生場所
 - ⑤事象の概要
 - ⑥運搬について責任を有する者
 - ⑦荷送人
 - ⑧荷受人
 - ⑨搬出日時
 - ⑩搬入予定日時
 - ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

《 「事件」 関係マニュアル 》

緊急時対応マニュアル

貨物自動車運送事業者用

II. 事件

1. 目的

貨物自動車運送事業者には運行の安全にかかわる事件が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。また、車両の爆破予告など重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図ることが求められております。

このため、以下の事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様には速やかな報告をお願いすることによって、情報の迅速な伝達及び事件等への円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

2. 特定重大事件発生時の対応

(1) 速報の対象となる特定重大事件

速報していただく特定重大事件は、以下のとおりです。

- ①施設の不法占拠
- ②爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる特定重大事件が発生した際には、以下の手順等及び別添2の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第1報を直ちに各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、直ちに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

東京運輸支局整備部門（保安担当）

（又は沖縄総合事務局運輸部陸上交通課）

TEL 03-3458-9236

FAX 03-3458-9783（別添様式1）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-3369-7374

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事件種別
- イ 事件概要
- ウ 被害の概要（死傷者数など）
- エ 事業者名
- オ 発生日時
- カ 発生場所
- キ 被害車両の情報（登録番号など）
- ク 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ケ 情報入手先
- コ その他把握している事項
- サ 今後の対応
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等及び各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

3. 重大事件発生時の対応

(1) 速報の対象となる重大事件

- ・ 特定重大事件以外の、報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であつて、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる重大事件が発生した際には、以下の手順等及び別添2の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

東京運輸支局整備部門（保安担当）

（又は沖縄総合事務局運輸部監査指導課）

TEL 03-3458-9236

FAX 03-3458-9783（別添様式1）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-3369-7374

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事件概要

イ 被害の概要（死傷者数など）

ウ 事業者名

エ 発生日時

オ 発生場所

カ 被害車両の情報（登録番号など）

キ 警察への届出の有無及び警察の対応状況

ク 情報入手先

ケ その他把握している事項

コ 今後の対応

サ 緊急連絡担当者名及び連絡先

（3）第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸

支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

4. 特定重大事件の予告時の対応

(1) 速報の対象となる事件予告

・ 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる事件予告があった際には、以下の手順等及び別添2の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

東京運輸支局整備部門（保安担当）

TEL 03-3458-9236

FAX 03-3458-9783（別添様式2）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-3369-7374

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

イ 受信日時、受信者、受信方法、受信回数等

ウ 予告日時、予告場所、予告内容

エ 情報入手先

オ 警察への届出の有無及び警察の対応状況

- カ その他把握している事項
- キ 今後の対応
- ク 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

5. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないように、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報の把握・伝達が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任してください。

F A X 送信票

【別添様式1】

東京運輸支局整備部門（保安担当） あて

平成 年 月 日
時 分 現在

F A X 03-3458-9783

特定重大事件報告（第 報）

事件種別	施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質等の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	平成 年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	

F A X 送信票

【別添様式2】

東京運輸支局整備部門（保安担当） あて

平成 年 月 日
時 分 現在

F A X 03-3458-9783

重大事件報告（第 報）

<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	平成 年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】 氏名 _____ TEL _____	

F A X 送信票

【別添様式3】

東京運輸支局整備部門（保安担当） あて

平成 年 月 日
時 分 現在

F A X 03-3458-9783

事件予告報告（第 報）

事業者名	
受信日時	平成 年 月 日 時 分
受信者	
受信方法	
受信回数	
予告日時	平成 年 月 日 時 分
予告場所	
<予告内容>	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	

事件発生時における報告フロー

(別添2)

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告

- 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

貨物自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

東京運輸支局保安担当
連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:03-3458-9236 FAX:03-3458-9783

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-3369-7374

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤発生日時
- ⑥発生場所 ⑦被害車両の情報 ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑨情報入手先
- ⑩その他把握している事項 ⑪今後の対応 ⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
 - ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
 - ③予告日時、場所、受信内容
 - ④情報入手先
 - ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
 - ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
 - ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告